

お知らせ

関東地方整備局における「総合評価落札方式の適用ガイドライン（令和4年度版）」及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」の改定について

「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」は、令和4年3月8日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した「令和4年度 入札・契約、総合評価の実施方針」に基づいて改定を行いましたのでお知らせします。本ガイドラインは、令和4年8月1日以降に公告となる案件から適用します。また、合わせて、入札・契約総合評価適用ガイドブック（工事）を改定しました。

○主な改定内容

- ・「関東地方整備局における入札・契約制度」を章立てし、施工時期の平準化に向けた取組等を記載しました。
- ・令和4年3月8日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和4年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。
- ・従業員への賃上げを実施する企業に対する加点評価を適用しました。
- ・「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」が令和4年3月30日付けで改正されたことを踏まえ、ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価を見直しました。

なお、「ガイドライン」及び「入札・契約、総合評価適用ガイドブック（工事）」は、関東地方整備局HPに掲載しています。

掲載場所：関東地整HP > 技術情報 > 工事関係 > 総合評価落札方式

URL：<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000004.html>

概要と見直し及び改定の内容

1. 概要

令和4年度の「関東地方整備局における総合評価落札方式の適用ガイドライン」は、令和4年3月8日開催の「関東地方整備局総合評価審査委員会」の審議を経て策定した、「令和4年度入札・契約総合評価の実施方針」に基づき変更及び改定したもので、令和4年8月1日以降に公告する案件から適用します。

2. 令和4年度見直し及び改定の内容

- 「関東地方整備局における入札・契約制度」を章立てし、施工時期の平準化に向けた取組等を記載しました。
- 令和4年3月8日に開催した関東地方整備局総合評価審査委員会の審議を経て策定した「令和4年度入札・契約、総合評価の実施方針」を反映しました。
- 従業員への賃上げを実施する企業に対する加点評価を適用しました。
- 「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」が令和4年3月30日付けで改正されたことを踏まえ、ワーク・ライフ・バランス関連認定企業の評価を見直しました。

令和4年度 入札・契約、総合評価 実施方針【工事】

(主な変更点)

項目	R4実施方針	従来の実施状況
評価項目 配点	<p>✓変更理由、内容 更なる担い手確保の観点から若手技術者活用促進のため、「若手技術者活用評価型」の配点の変更及び若手技術者の育成指導の評価項目を追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力)工事成績 5点 ・(企業の技術力)若手技術者(35歳以下)の活用 3点 ・(配置予定技術者の技術力)同種工事の工事経験 5点 ・(配置予定技術者の技術力)優秀工事技術者表彰 3点 ・(配置予定技術者の技術力)若手技術者の育成指導 2点【新規項目】 	<ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力)工事成績 6点 ・(企業の技術力)若手技術者の活用 2点 ・(配置予定技術者の技術力)工事経験 6点 ・(配置予定技術者の技術力)優秀工事技術者表彰 4点
評価項目 配点	<p>✓変更理由、内容 更なる地域の担い手・守り手確保のため、「自治体実績評価型」の配点の変更及び評価項目を一部追加し、名称を「自治体実績チャレンジ型」に変更。</p> <p>(企業の技術力) 30点 + (配置予定技術者の技術力) 10点=40点満点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力) 本発注工事に対応する工事種別の手持ち工事量と地域貢献度(災害時の基礎的事業継続力の認定の有無)を必須評価 	<p>(企業の技術力) 20点+(配置予定技術者の技術力) 20点=40点満点</p>
評価期間	<p>✓変更理由、内容 都県・政令市表彰の加点の公平性を図る観点から、「都県・政令市発注工事の表彰」を評価対象期間を見直し。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力)都県・政令市発注工事の優良工事等表彰 審査基準日の月以前の1年間 ・(配置予定技術者の技術力)都県・政令市発注工事の優秀工事技術者表彰 審査基準日の月以前の4年間 <p>【施工能力評価Ⅰ型・Ⅱ型】(一般土木、As舗装、維持修繕、橋梁補修)</p>	<p>(評価対象期間は直轄表彰に合わせ8月～7月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(企業の技術力)都県・政令市発注工事の優良工事等表彰 評価期間：当該年度に受彰した各種表彰 ・(配置予定技術者の技術力)都県・政令市発注工事の優秀工事技術者表彰 評価期間：過去4年間に受彰した各種表彰
評価対象期間	<p>✓変更理由、内容 難工事に従事した技術者へのインセンティブ付与を図る観点から、配置予定技術者の技術力「難工事施工実績」「難工事功労表彰等」の評価対象期間を見直し。</p> <p>(評価対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難工事施工実績・難工事功労表彰等：現場代理人または主任(監理)技術者 <p>(評価期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難工事施工実績：審査基準日の月以前の4年間 ・難工事功労表彰等：過去4年間に受彰 	<p>(評価対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難工事施工実績：主任(監理)技術者 ・難工事功労表彰等：主任(監理)技術者 <p>(評価期間)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難工事施工実績：審査基準日の月以前の1年間 ・難工事功労表彰等：当該年度に受彰
評価項目	<p>✓変更理由、内容 政府調達の対象企業の質上げを促進するため、質上げを行う企業から優先的に調達を行うため技術評価点の加算点の評価項目に、「質上げの実施に関する評価」を追加。</p> <p>※令和4年4月1日以降に契約を締結する総合評価落札方式による工事のうち令和4年2月1日以降に入札・契約手続運営委員会に諮る案件に適用。</p>	<p>技術評価点の加算点の評価項目 技術提案、企業の能力等、技術者の能力等</p>